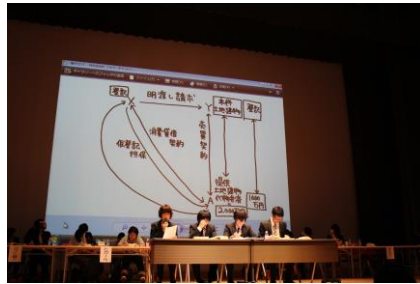


## 第9回

# 白鷗大学学生法律討論会



## L-1 Grand Prix in Hakuoh

日 時：2014年7月9日(水) 15:00~17:00  
場 所：白鷗大学東キャンパス白鷗ホール  
出 題：大塚 哲也(流通経済大学講師)  
審 査：大塚 哲也  
司 会：白石 智則(本学教員)  
主 催：白鷗大学法学部・白鷗大学法政策研究所

### 【企画内容】

各参加団体(畑中ゼミⅠ、白石ゼミⅠ、白石ゼミⅡ、ツインレンズ茂木、Thankの計5団体)の代表者が、事前に発表された民法の事例問題につき、壇上で論旨を発表し、その論旨の内容について他の参加団体および一般参加者との間で質疑応答を行います。そして、立論と質疑応答の内容をもとに審査員が順位を決定し、優勝団体等には**大量の豪華賞品**を贈呈します(詳細は、白石(shir@fc.hakuoh.ac.jp)まで)。

### 【見 学】

**誰でも自由に見学することができます**(市民の方も大歓迎です)。当日は会場まで気軽に足を運んでください。なお、討論会では、**会場にいるだれもが参加団体に質問することができます**、**優秀な質問者(上位3名)にも豪華賞品が贈呈されます**。

### 【問 題】

以下の事案におけるXの請求の可否を論じなさい。

A(70歳)は、従来より、故郷の九州で不動産業を営んできたが、妻であるB(68歳)の死亡をきっかけに塞ぎ込むようになり、ついには幻覚や徘徊といった重度の認知症の症状を示し、日常生活を送るのに支障をきたすようになった。このため、Aの長男であるY1(40歳)は、アメリカに住む次男Y2(37歳)と相談の上、Aを東京の自宅に引き取り、平日の日中はAをデイケア施設に通わせるなどしつつ、その介護を行うこととした。また、これとともにY1は、Aの廃業手続きおよび今後の財産管理のために家庭裁判所へ後見開始の審判を申し立てたところ、この審判により、Y1の友人で弁護士資格を有するY3が成年後見人に就任することとなった。

Y1がAを引き取ってから1年が経過したある日の午前5時半頃、Aは、Y1が起床する前にY1宅を抜け出して徘徊を開始し、その結果、Y1宅からおよそ1キロほど離れた鉄道会社Xの駅構内の線路内に立ち入りXの運行する列車と衝突して死亡した(本件事故という)。Y1は、Aを自宅に引き取るにあたり、Aの徘徊防止のため、玄関にセンサーを設置し、Aが単独で外出しようとするアラームが鳴るように設定していたが、本件事故の当日、Aの外出を知らせるアラーム音に気づきY1が目覚めたのは、Aが外出したおよそ10分後であり、Y1は急いでAの搜索を行ったが本件事故の発生を防ぐことができなかった。

Xは、Y1からY3に対して、本件事故により生じた損害額である600万円を連帯して支払うよう請求した。

なお、本件事故当時、Aは1000万円の不動産と500万円の銀行預金を有していたが、これらは、遺産分割協議により、不動産をY1が、銀行預金をY2が相続することとされている。